武力攻撃事態別の実施措置フロー図 【通常攻撃（NBC攻撃以外）で要避難地域又は被災地域の場合】

類型	弾道ミサイル攻撃	着上陸侵攻、航空攻撃など、攻撃の開始までに時間的な余裕がある場合				武力攻撃災害が突発的に発生した場合
		Step1 警報の発令	Step2 避難措置の指示	Step3 避難の指示	Step4 避難住民の誘導	
国	**警報の発令** **避難措置（屋内避難）の指示** 通知	**警報の発令** 通知	**避難措置の指示** 通知	避難の指示 （知事が避難の指示をしない場合に指示する。）		
愛知県	警報の通知 避難措置（屋内避難）の指示の通知 避難（屋内避難）の指示 通知	警報の通知 《警報の内容》【P. 93】 武力攻撃が迫っている地域、住民に周知すべき事項　等 通知	避難措置の指示の通知 《避難措置の指示の内容》【P. 95】 要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置　等 通知	**避難の指示** 《避難の指示の内容》【P. 98】 避難措置の指示の内容、避難経路、交通手段　等 通知 通知	**避難誘導に関する指示** （市が円滑に避難住民を誘導していないと判断する場合に行う。） 指示	**緊急通報の発令** 《緊急通報の内容》【P. 157】 武力攻撃災害の現状及び予測等 通知
名古屋市	**警報・避難の指示（屋内避難）の伝達** 伝達 【P. 94】 ○施設等の現場管理者による施設利用者への情報の伝達 ○サイレンの吹鳴 ○同報無線等による情報の伝達	**警報の伝達** 伝達 【P. 93、94】 ○県に対する受信確認 ○サイレンの吹鳴 ○同報無線、電話、FAX、広報車等による警報内容の住民及び公私の団体への伝達 ○施設等の現場管理者による施設利用者への情報の伝達 ○住民との連携による住民及び自力避難困難者への警報内容の伝達	【P. 96】 ○県に対する受信確認 ○避難の指示に基づく措置に必要な準備の実施 ○関係機関が講ずべき措置への対応 ○【P. 97】避難の指示にあたっての県知事による調整等に対する対応	**避難の指示の伝達** 伝達 【P. 98】 ○サイレンの吹鳴 ○同報無線、電話、FAX、広報車等による指示内容の住民及び公私の団体への伝達 ○施設等の現場管理者による施設利用者への指示の伝達 ○住民との連携による自力避難困難者への指示内容の伝達 ○避難住民の誘導に必要な準備の実施	**避難住民の誘導** 誘導 ○【P. 102】避難実施要領の作成 【P. 103】 ○警報に準じた、住民への避難実施要領の内容の伝達 ○放送事業者への放送要請 ○避難住民の運送の求め 【P. 104、105】 ○避難中継場所の設置 ○避難経路への市職員等の配置 ○鉄道駅等、避難中継場所、伝達班、巡回班の配置 ○【P. 113】各施設等における避難住民の誘導	**緊急通報の伝達** 伝達 【P. 157】 ○県に対する受信確認 ○退避の指示及び退避先の指示 ○【P. 160】警戒区域の設定 ○【P. 116】退避先施設の開設等、救援に準じた措置の実施 ○【P. 146】被災住民についての安否情報の収集
住民	○自宅等の屋内への避難 ○テレビ等による情報収集 ○収集した情報に基づく適切な屋内避難の継続 ○近隣住民及び自力避難困難者への情報の伝達（自発的協力） ○避難に向けた準備 ○【P. 156】着弾に伴う災害の兆候の通報　等	**避難の準備等** ○テレビや市職員等からの情報収集 ○収集した情報に基づく必要な対応の実施 ○近隣住民及び自力避難困難者への警報内容の伝達（自発的協力） ○避難に向けた準備 ○避難開始までの冷静な対応	避難の準備の継続	（○近隣住民及び自力避難困難者への避難の指示の内容の伝達（自発的協力）） 【施設に滞在する自力避難困難者】 家族への引き渡しのほか、施設が保有する車両等での運送により、施設単位で、入所者に応じた誘導を実施する。	**避難の開始** ○近隣住民及び自力避難困難者への避難実施要領の内容の伝達（自発的協力） 【自力避難が可能な者】 避難経路等に配置している市職員等から情報を入手しつつ、運行している市バスや地下鉄により自主的に避難する。 【在宅の自力避難困難者】 伝達班及び巡回班の誘導により、バス等を使用して避難する。	【災害発生地域の住民】 ○　退避先（避難施設等）への徒歩により避難 【警戒区域内の住民】 ○　警戒区域内からの退去 【退避先の施設にいる住民】 ○　施設内にいる住民の安否情報の収集（自発的協力）
	次の指示まで屋内避難を継続				避難住民の誘導の終了	武力攻撃災害への対処